

第 8 章

貯水槽水道の管理

平成15年4月1日
北九州市水道局

貯水槽水道の管理について（お知らせ）

水道法の改正にともない、平成15年4月1日から、10立方メートル以下の貯水槽水道も、簡易専用水道（10立方メートルを超える貯水槽水道）と同様に、受水槽などを管理することが必要になりました。

つきましては、下記の点に留意し、適正な管理を行っていただくようお願いします。

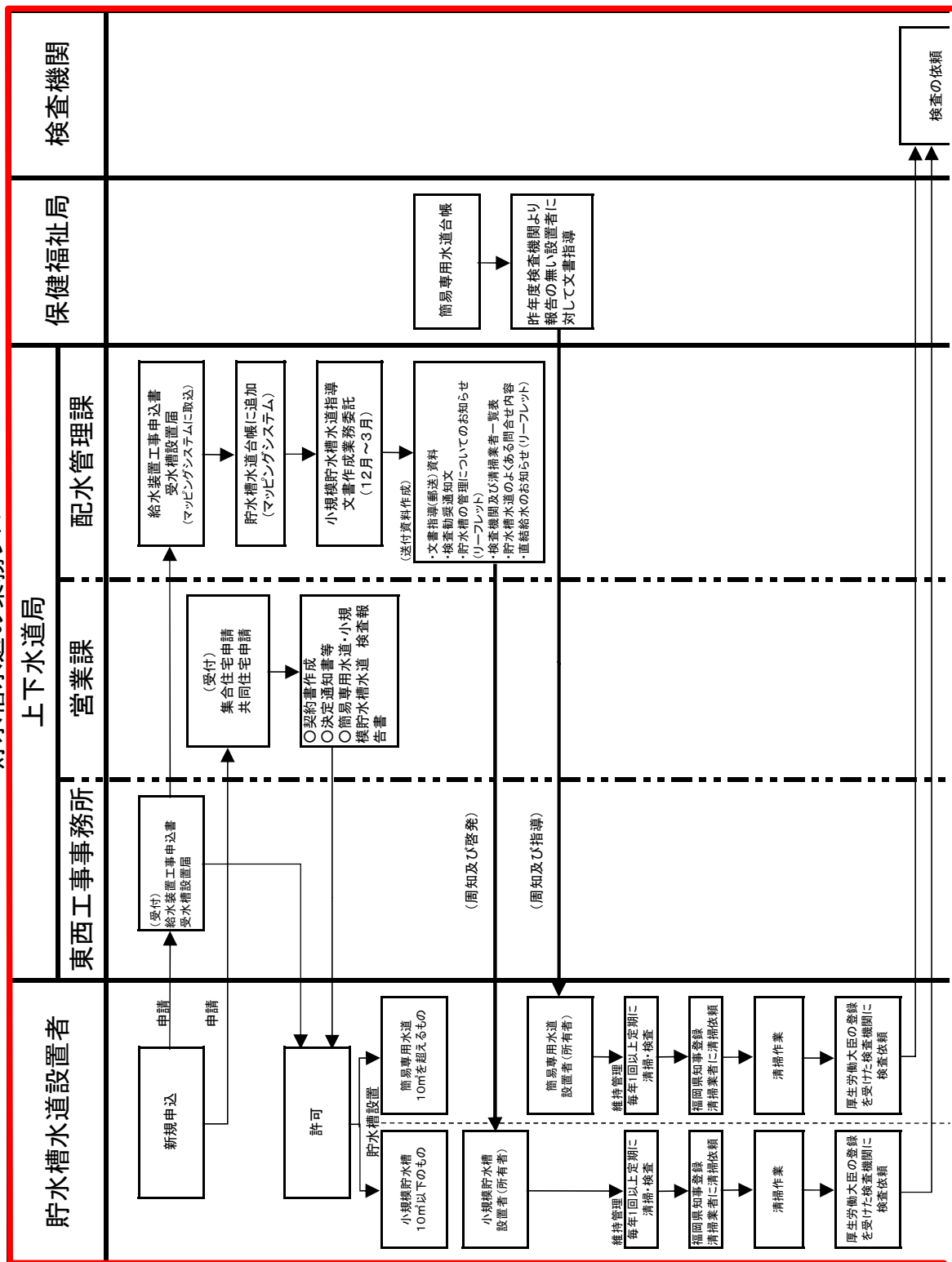
記

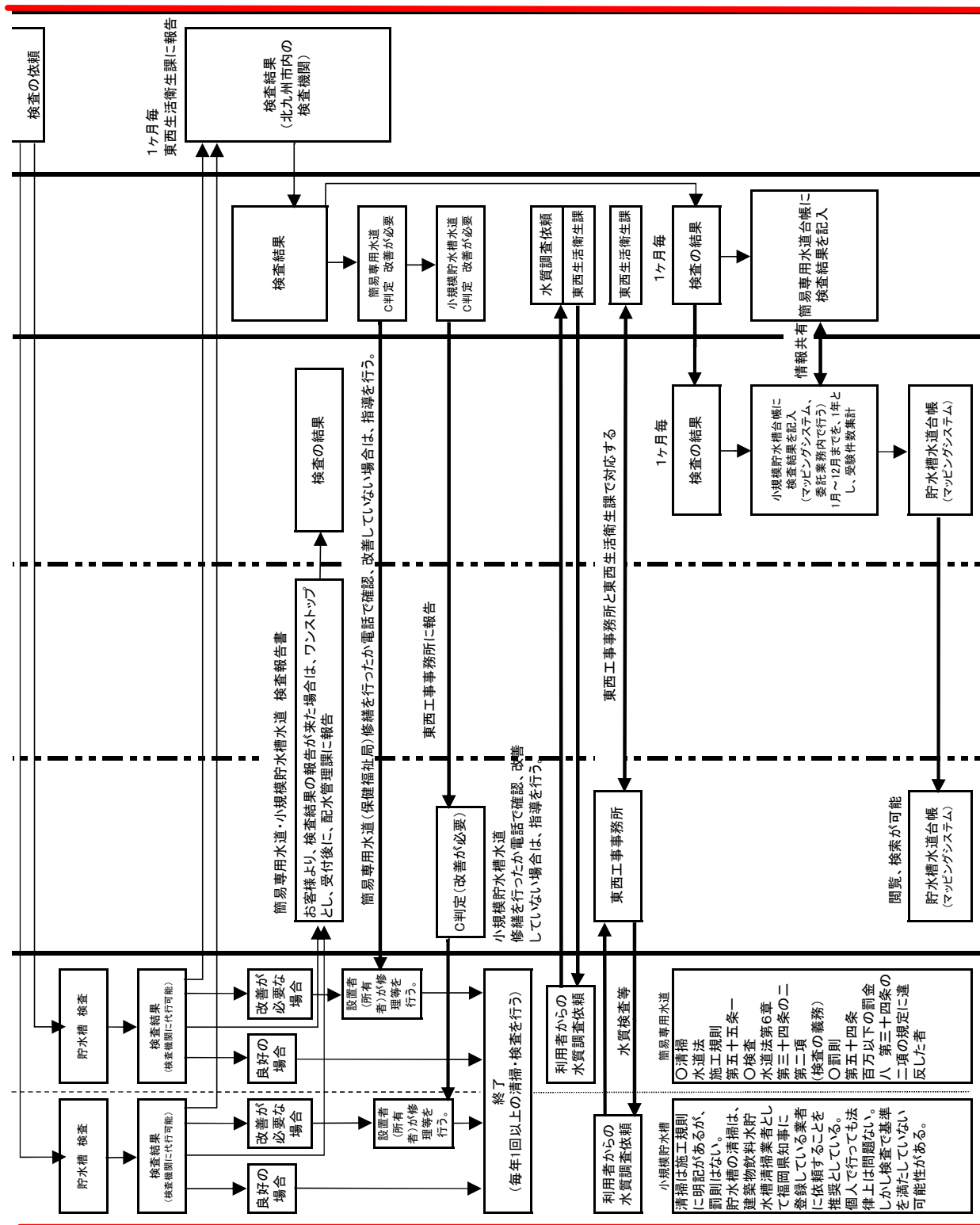
- 1 受水槽などの清掃や検査は、年1回、定期的を実施してください。その際、清掃は県知事登録業者へ、検査は厚生労働大臣指定検査機関へ依頼していただくことをおすすめします。
- 2 清掃や検査の終了後は、その結果を所管の水道局工事事務所給水係まで報告してください。
- 3 マンホールの施錠など、受水槽などに不備があれば、早急に改善してください。
- 4 貯水槽水道の汚染が判明した場合や水が人の健康を害するおそれがある場合は、ただちに給水を停止して、利用者に知らせるとともに、所管の保健所へ連絡してください。

注）貯水槽水道の適正な管理が行われていないときや改善が必要と判断されるときは、水道局が設置者や所有者へ指導または助言を行います。

なお、場合によっては、改善などの勧告を行い、利用者にお知らせすることがあります。

貯水槽水道の業務フロー





貯水槽水道の維持管理について

(経緯)

貯水槽水道については管理の不徹底に起因して、しばしば水質の悪化などの衛生上の問題が発生し、水質面での不安を感じる利用者が多かった。このことから、水道事業者が、貯水槽水道の設置者に適正な管理を求める等の適切な関与を行うことにより、その管理の徹底を図り、利用者の不安を取り除くものとして平成14年4月に水道法が改正された。

また、水道法改正の目的達成のため、水道法で各水道事業体の供給規程（水道条例）に、水道事業者と貯水槽水道の設置者の責任に関する事項を定めることを求めており、そのため、平成15年にそれらを水道条例に新たに規定している。

(語句の定義)

1-1 貯水槽水道

水道事業及び専用水道以外の水道であって、水道事業から供給を受ける水のみを水源とした貯水槽を有する水道のこと。貯水槽の規模によらない水道の総称としている。

1-2 簡易専用水道

貯水槽水道のうち、受水槽の有効容量が10m³を超えるもの。

1-3 小規模貯水槽水道

貯水槽水道のうち、受水槽の有効容量が10m³以下のもの。

1-4 専用水道

水道事業の水道以外で、居住人口101人以上又は1日最大給水量20m³を超える水道で、下記のいずれかに該当するもの。

- ①自己水源を持つもの。
- ②水道局の水のみを受水し、次の施設要件に合致するもの。
 - ・水槽の有効容量の合計が100m³を超えるもの。
 - ・口径25mm以上の導管の全長が1500mを超えるもの

1－5 設置者

貯水槽水道を設置している者をいい、一般に貯水槽水道の設けられている建物等を所有している者をいう。したがって、貯水槽の管理を第三者に委託している場合であっても、管理責任は当該貯水槽水道の設置者に課せられる。

1－6 利用者

貯水槽水道により水の供給を受けている者をいう。

(貯水槽水道)

2－1 簡易専用水道設置者の主な義務

1. 年1回以上の定期的な水槽清掃：

受水槽、高置水槽など、すべての水槽を最低でも年1回以上清掃すること

2. 汚染防止措置：水槽の点検

亀裂等から有害物や汚水が混入しないよう、必要な措置を講じること

3. 定期検査の受検

厚生労働大臣に登録された検査機関に依頼し、施設が衛生的に管理されているか定期的に検査を行うこと

4. 給水停止と利用者への周知

万が一、給水される水が人の健康を害するおそれがあることがわかった場合、直ちに給水を停止し、利用者に対してその旨を知らせること

5. 管理記録の保管

水槽の清掃の記録、水質検査の記録、検査結果などの書類を整備し、適切に保管すること

2－2 小規模貯水槽水道の努力義務

小規模貯水槽水道で実施する検査は義務でなく、努力義務となっている。

水道法の改正の主旨から、安全で良質な水の供給を行うために、衛生部局との連携を行うこととなるが、水道事業者は、あくまでも給水契約に基づく、水道水の供給者としての立場からの関与に過ぎないもので、規制手法を履行する衛生部局との立場とは異なるため。

2－3 設置者の責任

設置者の責任（水道条例第45条第2項）の「市長の定めるところ」とは水道条例と連携する形で、保健福祉局において定められた北九州市小規模貯水槽水道衛生対策実施要領を指している。これは、小規模貯水槽水道の設置者も簡易専用水道に準じて、清掃などの管理基準を設けることや検査を履行することなど、その

管理責任を規定している。

2-4 設置者の維持管理及び法定検査義務

簡易専用水道の設置者は、管理基準（毎年1回以上の清掃を含む）に従い、受水槽以降の給水施設を衛生的に管理し、その管理状況について毎年1回以上定期に検査を受検することが義務づけられており、違反した場合は100万円以下の罰金が課せられる。一方、小規模貯水槽水道は、管理や検査を行うよう努める義務があるが罰則はない。

2-5 管理者の関与

管理者の関与（水道条例第46条）で規定している「必要があると認めるとき」とは、具体的に貯水槽水道の設置者が当該貯水槽水道の管理やその状況に関し、適切に実施していない場合で、改善が必要と判断されるときをいい、そのときは、以下のような指導、助言、勧告を行う。

指導：貯水槽水道の管理について、例えば、水道事業者が水槽を清掃したほうがよい判断と場合、当該貯水槽の水道設置者に対して、定期的な清掃の実施の必要性を伝え、適正な管理について理解を得ようとする。

助言：上記の措置にもかかわらず、貯水槽水道の設置者が適正な管理を実施しない場合、このまま放置することにより、問題となる事項などを説明し、再度管理の充実について理解を得ようとする。

勧告：再三の指導、助言にもかかわらず、改善が行われない場合、水道事業者としての最終的な対応をいう。この場合、保健所からも指示、命令などが行われる可能性がある旨伝える。

管理者の関与（水道条例第46条第2号）で規定している「情報提供をする」とは以下のものとする

- 1 貯水槽水道の管理及び検査の方法
- 2 清掃業者
- 3 検査機関
- 4 検査の受検状況及びその結果
- 5 局で行った水質調査の結果

2-6 設置者の把握

貯水槽水道は、貯水槽を有し水道事業者から受ける水道水のみを水源とするものであることから、局の給水装置工事申込書、受水槽設置届などまた、保健福祉局の簡易専用水道台帳、小規模貯水槽調査表などから把握する。

2-7 情報提供の範囲

貯水槽水道に関する一般的な情報は、誰でも情報提供を受けることが可能である。但し、個々の貯水槽水道に関する情報は、当該貯水槽水道により供給を受けている者だけを対象としている。

2-8 管理状況の報告

簡易専用水道であれば、水道法に定められている検査機関が、法定検査の終了後、保健所に管理の状況報告を行っている。また、簡易専用水道以外の貯水槽水道については、局が設置者に対して、検査の終了後、簡易専用水道に準じて行うよう指導を行っている。

2-9 貯水槽水道の利用者からの局への水質調査依頼

水道の利用者からの依頼があれば、給水栓水にて、簡易な水質調査（色、濁り、臭い、味、異物の混入の有無又は残留塩素）を行うことができる。

2-10 清掃業者

貯水槽水道の清掃業者は、建築物の衛生的環境の確保に関する法律（通称「ビル管理法」）に基づき、「建築物飲料水貯水槽清掃業」として都道府県へ登録することとなっている。

2-11 検査機関

簡易専用水道は、設置者が、国土交通省及び環境大臣（2025年3月31日以前は厚生労働省）の登録を受けた検査機関（水道法第34条の2第2項に規定）に検査を依頼することとなる。また、簡易専用水道以外の貯水槽水道も、簡易専用水道と同様の検査機関に依頼することが望ましい。